

## 平成 30 年度大気環境基準監視調査(県行政検査)

### 大気環境科

大気汚染防止法第 22 条に基づいて、県内の 8 市 2 町(四国中央市、新居浜市、西条市、今治市、松山市、松前町、久万高原町、大洲市、八幡浜市及び宇和島市)に設置している大気汚染監視測定局 33 局(市設置分含む)により、大気汚染物質濃度の測定を実施している。このう

ち 31 測定局はテレメータシステムに接続し、毎時、常時監視を行っている(大気汚染防止法に基づく政令市である松山市分 6 局は同市のテレメータシステムを経由)。

測定項目のうち、微小粒子状物質、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化窒素及び一酸化炭素については環境基準が定められている。

平成 30 年度は、微小粒子状物質(4 局)及び光化学オキシダント(全局)以外は全て環境基準に適合していた。

### 大気環境基準監視調査

| 測定日数 | 通年  |
|------|---|
| 測定項目 | 微小粒子状物質、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、窒素酸化物(一酸化窒素、二酸化窒素)、一酸化炭素、光化学オキシダント、総炭化水素、メタン、非メタン炭化水素、風向、風速、気温、湿度、日射量、気圧、雨量 |

## 平成 30 年度有害大気汚染物質調査(県行政検査)

### 大気環境科

大気汚染防止法に基づく有害大気汚染物質について、

県内 3 地点(新居浜市、西条市及び宇和島市)において、毎月 1 回調査を実施している。

平成 30 年度は、環境基準の定められているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについては、いずれも環境基準値以下であった。

### 有害大気汚染物質調査

| 調査地点 | 新居浜市、宇和島市   | 西条市                         |
|------|---|-----------------------------|
| 調査日数 | 1 回／月   | 1 回／月                       |
| 分析項目 | ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、1,3-ブタジエン、塩化メチル、トルエン、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、ニッケル化合物、ベリリウム及びその化合物、マンガン及びその化合物、クロム及びその化合物、ヒ素及びその化合物、水銀及びその化合物、ベンゾ[a]ピレン<br>計 20 物質 | ヒ素及びその化合物、ニッケル化合物<br>計 2 物質 |
| 分析件数 | 504 件   |                             |